漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における同項に規定する数量を次のとおり変更した。

一 くろまぐろ (小型魚)

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 78.5トン

2 知事管理区分に配分する数量

	知	事	管	理	X	分	配分する数量
_	千葉県銚子	• 九十九里	地区く	ろまぐろ	(小型魚)	漁船漁業等	3.8トン
	(4月から	6月まで)					
1	千葉県銚子	• 九十九里	地区く	ろまぐろ	(小型魚)	漁船漁業等	1.7トン
	(7月から						
Ξ	千葉県銚子	• 九十九里	地区く	ろまぐろ	(小型魚)	漁船漁業等	9.2トン
	(10月から12月まで)						
四	千葉県銚子	• 九十九里	地区く	ろまぐろ	(小型魚)	漁船漁業等	0.5トン
	(1月から3月まで)						
五.	千葉県夷隅	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	等(4月から	0.0トン
	6月まで)						
六	千葉県夷隅	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	等(7月から	9.4トン
	9月まで)						
七	千葉県夷隅	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	斧 (10月から	9.4トン
7.	12月まで)						
八	千葉県夷隅	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	斧(1月から	8.9トン
	3月まで)						
九	千葉県安房	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	等(4月から	0.2トン
	6月まで)						
+	千葉県安房	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	等(7月から	4.9トン
	9月まで)						
+	千葉県安房	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	斧 (10月から	3.5トン
	12月まで)						
+=	千葉県安房	地区くろま	ミぐろ (小型魚)	漁船漁業等	ទ (1月から	5.3トン
	3月まで)						

十三	千葉県くろまぐろ(小型魚)定置漁業	16.4トン
----	-------------------	--------

二 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 59.4トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

	知	事	管	理	区	分	配分	する
							数	量
_	千葉県く	ろまぐろ	(大型魚)	漁船漁業等	(4月から6月音	まで)	5. 2	トン
<u> </u>	千葉県く	ろまぐろ	(大型魚)	漁船漁業等	(7月から9月音	まで)	24. 3	トン
三	千葉県く	ろまぐろ	(大型魚)	漁船漁業等	(10月から12月ま	まで)	6. 0	トン
四	千葉県く	ろまぐろ	(大型魚)	漁船漁業等	(1月から3月音	まで)	16. 9	トン
五.	千葉県く	ろまぐろ	(大型魚)	定置漁業			4. 7	イイ